

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成31年1月分)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所所在地	事業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	ARISTOランス株式会社 (法人番号2460001005066) 代表者森野猛彦	北海道釧路郡釧路町光和3丁目62	本社営業所	北海道釧路郡釧路町光和3丁目62-201	H31.1.10	文書警告	道路運送法第95条	平成30年12月20日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	0	0
2	株式会社佐藤建設工業 (法人番号6430001040277) 代表者佐藤和樹	北海道札幌市白石区菊水元町7条1丁目15-14	本社営業所	北海道札幌市白石区菊水元町7条1丁目15-14	H31.1.22	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項 他12件	平成30年9月27日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。(1) 事業計画変更可違反[乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2) 事業計画事後届出違反[主たる事務所の名称及び位置の変更](貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号)、(3) 事業計画事後届出違反[営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)]の変更(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(4) 乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5) 疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(6) 乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条)、(7) 運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8) 特定運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9) 整備管理者の選任(変更)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係)、(10) 自動車検査証の備付け義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第1号)、(11) 定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第1号)、(12) 運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(13) 自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	3	3

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成31年1月分)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所所在地	事業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
3	ムロオ北海道株式会社 (法人番号4430001041541) 代表者山下俊一郎	北海道札幌市白石区流通センター4丁目4-71	本社営業所	北海道札幌市白石区流通センター4丁目4-71	H31.1.22	輸送施設の使用停止(35日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第1号 他4件	平成30年8月17日及び平成30年10月1日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第1号)	4	4
4	有限会社丸一運送(法人番号5462502000699) 代表者杉岡高義	北海道標津郡中標津町川西1-18	本社営業所	北海道標津郡中標津町川西1丁目27-10	H31.01.22	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他7件	平成30年8月24日、監査後、行政処分等までに事業用自動車の移動先の事業者であって監査が必要と認められる事業者を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)点検整備記録簿等の記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第2号)、(7)点検整備記録簿等の記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第2号)(8)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	1	1

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成31年1月分)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処内分	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
5	株式会社RU物流(法人番号9430001061139) 代表者岩上憲隆	北海道札幌市東区中沼町77-1	本社営業所	北海道札幌市白石区川北1条2丁目18-20	H31.1.22	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項他15件	平成30年9月20日、平成30年10月3日及び平成30年10月4日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。16件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)乗務時間等の基準なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項から3項)、(10)運行指示書の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項)、(11)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)運転者に対する指導監督の記録保存違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(15)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第1号)、(16)12月点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第1号)	9	9

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成31年1月分)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
6	有限会社田中建材工業 (法人番号6460102005639) 代表者田中慶蔵	北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線234	本社営業所	北海道河東郡上士幌町字上士幌東1線270-6	H31.1.22	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他8件	平成30年9月25日、平成30年10月12日及び平成30年10月16日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)点検整備記録簿等の記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第2号)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(9)法人の役員(社員)の変更未届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項)	1	1
7	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18			H31.1.23	事業改善命令		平成30年8月以降、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として監査を実施。事業の適正な運営が著しく阻害されている事実が認められた。		
8	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18	札幌支店	北海道札幌市東区北30条東16丁目1-2	H31.1.23	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第25条第1項 他4件	平成30年10月15日及び平成30年11月7日、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)不当な運送条件による要求等公衆の利用の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)、(2)運行指示書の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	2	2

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成31年1月分)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処内	分の	容	主	違	反	の	条	な	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
9	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18		札幌西支店	北海道札幌市手稲区新笄寒6条1丁目5-7		H31.1.23	輸送施設の使用停止(10日車)			貨物自動車運送事業法第25条第1項						平成30年10月23日、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	1	3
10	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18		札幌南支店	北海道札幌市白石区平和通13丁目北3-31		H31.1.23	輸送施設の使用停止(10日車)			貨物自動車運送事業法第25条第1項						平成30年10月23日、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	1	4
11	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18		旭川支店	北海道旭川市永山2条16丁目4-10		H31.1.23	輸送施設の使用停止(10日車)			貨物自動車運送事業法第25条第1項						平成30年10月23日、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	1	5
12	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18		苫小牧支店	北海道苫小牧市一本松町12-12、13		H31.1.23	輸送施設の使用停止(10日車)			貨物自動車運送事業法第25条第1項						平成30年10月23日、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	1	6
13	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584) 代表者和田誠	東京都中央区銀座2丁目12-18		函館支店	北海道函館市港町3丁目2-14		H31.1.23	輸送施設の使用停止(10日車)			貨物自動車運送事業法第25条第1項						平成30年10月23日、法人顧客向け引越サービスにおいて、不適切な請求があった事実が報告されたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)	1	7

